

【桂川町産後ケア事業実施のお願い】 （産後ケア事業提供施設ご担当者様へ）

平素より、母子保健事業にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。桂川町では、令和7年4月1日より「産後ケア事業」の委託施設外利用における助成を実施しております。指定医療機関以外（業務委託契約を締結していない医療機関）で産後ケアを受けられた場合には、償還払いにて対応させていただきます。産後ケアの内容は次の通りです。

お手数ですが、ご協力をお願いいたします。

【対象者】

- ・医療行為の必要のない産後1年未満のお母さんと赤ちゃん
- ・利用日において桂川町に住民票を有するもの

【サービス等詳細】※提供時間は利用者の希望をふまえて変更可能

サービス名	回数上限	食事回数	提供時間（目安）
ショートステイ （宿泊型）	7泊	3食	初日の午前10時以前から 最終日の午前10時以降
デイケア （通所日帰り型）	7日	1食	午前9時から午後5時まで
デイケア母乳育児 相談	1回	なし	1時間以上
アウトリーチ （訪問型）	3回	なし	2時間以上

【サービス内容】

- ◎問診（お子さんの発育発達、生活環境、授乳など育児に関することなど）
- ◎生活指導、乳房トラブルに関する助言、お子さんの発育・発達に関する相談及び助言等
- ◎必要と判断された場合に実施（桂川町ホームページよりダウンロード可能です）

こころの健康チェック

- I 育児支援チェックリスト
- II 赤ちゃんへの気持ち（ボンディング）質問票
- III エジンバラ産後うつ（EPDS）質問票

【利用の流れについて】

- ①利用者が持参される「桂川町産後ケア事業実施結果報告書」をご確認ください。
- ②利用者が希望するサービスを提供し、実施結果報告書、母子健康手帳に貼付している「桂川町産後ケア事業利用パスポート」に利用日等を記載ください。
- ③実施後、早急な支援が必要な産婦と判断された場合は、桂川町へ連絡または「産後ケア事業至急引継ぎ連絡票」への記載をお願いします。
- ④施設が定めるサービスの利用料を利用者が支払い後、「領収書」「桂川町産後ケア事業実施結果報告書」を利用者へお渡しください。

【費用】

施設が定める費用を利用者に全額自己負担にて支払いいただきます。利用者の申請に基づき、支払った利用料と、町が定める上限額を比較し、少ない額を助成する償還払い対応です。

【助成限度額】

・助成金の支給金額は、申請額のうち定められた助成限度額と自己負担した費用（利用者負担額を差し引いた額）を比較して少ないほうの金額になります。

助成限度額（令和7年度）

サービスの種類	町民税課税世帯 (県助成5回まで)	町民税課税世帯 (県助成なし)	町民税非課税世帯 生活保護世帯	多胎児加算 乳幼児2人目以降1 人につき
宿泊型 (ショートステイ)	利用者負担1,250円 助成上限31,750円	利用者負担5,000円 助成上限28,000円	33,000円	6,000円
通所型 (デイケア)	利用者負担500円 助成上限12,700円	利用者負担2,000円 助成上限11,200円	13,200円	3,000円
通所型短時間 (授乳育児相談)	対象外	利用者負担0円 助成上限5,500円	5,500円	5,500円
訪問型 (アウトリーチ)	利用者負担500円 助成上限10,500円	利用者負担2,000円 助成上限9,000円	11,000円	3,000円

【問い合わせ先（担当課）】

桂川町 子ども家庭センター

「ひまわりの芽」

〒820-0693

福岡県嘉穂郡桂川町土居361番地

TEL：0948-65-2201 FAX：0948-65-0078